

令和6年度第1回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時	令和6年4月15日（月）午後2時	
開催場所	青梅市役所災害対策本部室（オンライン併用会議）	
出席者	委員	坂井隆之（明星大学特任教授） 中村明子（市民委員） 黒田英寿（学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長） 池田政教（青梅商工会議所専務理事） 藤野唯基（駒木野保育園園長） 松井良（青梅市立第五小学校校長） 空野竜雄（株式会社モアスマイルプロジェクト経営担当） 栗原久美子（特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事） 大野葉子（青梅市民生児童委員合同協議会理事）
	事務局	大勢待（青梅市長） 青木（こども家庭部長） 濱野（子育て応援課長） 中村（こども家庭センター所長） 師岡（子育て応援課子育て推進係長） 竹中（こども育成課保育・幼稚園係長） 飯島（子育て応援課子育て推進係） 黒田（株式会社名豊）
欠席委員	野口委員、高木委員、横山委員	
議事	○ 諮問 青梅市こども計画の策定について（諮問） ○ 報告事項 (1) 幼稚園の廃止について (2) アンケート結果報告書について ○ 協議事項 (1) こども計画について	
傍聴人数	5人	
配布資料	会議次第 資料1 令和6年度青梅市子ども・子育て会議委員名簿 資料2 青梅市こども計画の策定について（諮問） 資料3 幼稚園の廃止について 資料4 こども・子育て推進に関する実態調査の調査結果報告書 資料5 青梅市こども計画骨子検討資料 参考資料 自治体こども計画策定のためのガイドライン（案）の抜粋	

議事要旨(口述筆記ではなく、発言の趣旨および会議の経過をまとめたものである。)

発言者	発言要旨等
事務局	令和6年度第1回青梅市子ども・子育て会議を開催する。本日の司会進行を務める子育て応援課長の濱野です。本日の会議を開催する前に各委員の選出団体より委員の交代および新委員の推薦があった。星野委員および刀禰委員の退任に伴い、ここで新たに委員となられる2名の方に対し市長から委嘱状を交付する。 (会議の成立について報告) (録音、コンサルタントの参加について報告)
市長	(2名に委嘱状交付)
事務局	2人の新しい委員より自己紹介をお願いします。
事務局	欠席委員の報告
市長	(挨拶)
事務局	配布資料の確認を子育て推進係長より行う。
事務局	次第に従い進める。次第4の会長挨拶
会長	(挨拶)
事務局	会議内容の説明
事務局	青梅市こども計画の策定について諮問があるので、市長から坂井会長に諮問書を渡す。
市長	(諮問)
会長	承った。
事務局	大勢待市長はこの後別の公務があるのでここで退席する。
市長	(退席)
事務局	以後の議事進行については会長をお願いします。
会長	次第6の報告事項 (1)の幼稚園の廃止について事務局の説明を求める。
事務局	担当はこども育成課であるが、本日体調不良のため欠席している。代理としてこども育成課保育幼稚園係長の竹中より説明をする。
事務局	資料の3、聖母幼稚園の廃止について報告を行う。
会長	質問あるか。ないようなので次に移る。 報告事項(2)青梅市子ども・子育て支援事業計画策定に係る実態調査の調査結果について事務局の説明を求める。
コンサル	青梅市子ども・子育て支援事業計画策定に係る実態調査の調査結果について説明を行う。
会長	質問は。
事務局	自己肯定感について青梅市のこどもたちの傾向の話があったが、全国的な傾向はどうなっているのか。

コンサル	自己肯定感の全国的な傾向ということだが、年齢が上がるに従って自己肯定感が低くなるというのが一般的である。青梅市ではその傾向が見られないので、全国との違いとして指摘できる部分ではないだろうか。
事務局	全体的な話として半分、半分の割合で今いるようにみえるのだが、この辺りは例えば全国的にはもっと自己肯定感が高いけど青梅市は全体的に低いのか、それとも逆に肯定感が低い人が多いのだが青梅市は半分くらい肯定感が高い人がいるというふうに捉えるのか、その辺りは何か今の段階でわかる情報はあるだろうか。
コンサル	今すぐに手元の資料として伝えられるものが準備できてないので、それについては全国的な動向との差も踏まえて特徴の方を分析していく。
事務局	承知した。
会長	今の件で自己肯定感は中学校の時に一旦下がって、「どちらかというとな い」がずっと増えてきたりする。高校生になるとまた戻ってというところが興味深いと思った。
会長	一方でその下②の自分の考えをはっきり相手に伝えることができるというのはほぼ変わらない。だから中学生、高校生を比べると自己肯定感という事で言うと、小学生はわからないが中学生から高校生にかけて良くなって、平均を取った数字が全体のところに出ているわけだが、この変化というのは確かに興味深いと思う。
会長	14 ページの大人の調査だが、不安とか悩みとか困りごととは誰に相談するかというところで、相談する人はいない5. 2 パーセントというのは興味深いと思う。20 人に1 人くらいの市民は困りごとがあっても自分のパートナーにも親にも友人・知人にも相談しない・できないのだというのは、結構大事な事かなと思った。他に皆様いかがだろう。
委員	自由意見を読んでみるとかなり具体的な内容で、また意見を書いてくれる市民が多いことに驚いている。せっかく書いてくれたものを、どのように反映し、活用していくのかを伺いたい。
事務局	自由意見をどのように計画に反映していくかは後程の話になるのだが、こども計画を策定していく中でこどもの意見を再び聞く場面がある。ここに書いてある12の区分を踏まえた上で、今後素案や原案を作成していくことになるので、さしあたってはこの情報を庁内各課で共有し、各課の課題としてもらう必要がある。各課の意見を聞きながら進めていくなかで反映ができると考えている。
委員	自己肯定感のところに疑問を持った。全国と比べるとどうかというところが印象的だったが、他の設問でも比較してみると青梅市の強みと弱みが出てくると思う。
事務局	調査結果については計画を策定するときに活用していくのだが、まさに青梅市の立ち位置がここで示されている部分もあるかと思うので、東京都と

	か他の市とかでやっている情報を何か掴んで、計画の方にも反映していくような形で考えたいと思う。
委員	願います。
委員	この計画の枠組みから、医療的ケア児とか障害児のようなお子さんの要素が結構抜け落ちてしまっていると考えている。こども家庭庁の管轄になっているかと思うが、そういう福祉でありながらこども家庭庁の管轄の部分もそれも子育て会議の要素として加えるべきではないかと思っている。いかがだろうか。
事務局	統計的な調査としては抜けている。自由意見では障害者のことが出てきており、多くは31ページの9番のところで入っていた。障害児の保護者の意見というのはかなり多く載っていた。さらに細分化して各課で個別事項を拾い、課の課題にしてもらうことが必要ではないかと思う。かなり自由意見には入っていたのでそれを抽出するような形で計画に反映できればと考えている。
会長	これを聞いてくれないかと思った市民が多かったようだ。自由意見にしっかり書かれるということは、ありがたいことだ。
委員	アンケートの中でヤングケアラーについて特徴が多く見受けられたが、こどもの認識と、親がヤングケアラーと思っているかどうかのギャップは推察できるのか。こどもと親の認識の差というのは他の設問でも出てくると思うが、ヤングケアラーについては特に普及・認識・認知が深堀りできると思った。
事務局	ヤングケアラーに関しては、今回はまず認知度を大人に関しては問うており、こどもに対してはヤングケアラーという言葉は出さずに、世話をしている人はいるかという書き方をして実態を探った。今回の調査結果を踏まえて、市としてもヤングケアラーの対策を大まかに取りながら、実態については、今後調査を行うかどうか課題として捉え、庁内各課と調整をしていく必要がある。
会長	いかがだろうか。今日は初見なので、持ち帰って後から意見も出てくるかと思うが、そういう時はどちらに連絡すればよいのか。
事務局	電子メールで願います。
会長	続いて協議事項（1）こども計画について、事務局から説明を求める。
事務局	（1）こども計画について説明を行う。
会長	何か質問はないか。
委員	資料5の2番、計画の対象年齢の「心身発達の過程にある者」全てという定義だが、児童は18歳未満と定義されているが、発達の過程にあれば30歳でも40歳でも、こどもというふうに定義するということか。
事務局	他市では若者の捉え方に差異がある。現段階では、法律に基づく計画で対象年齢が異なる。例えば、子ども・子育て支援事業計画は0～18歳未

	満、こども若者計画は３９歳まで、子どもの貧困対策推進計画は１８歳未満である。計画はこども基本法に基づいて策定する必要があると考えている。
委員	この会議での対象者は０歳児から１８歳までのこどもということになるのか。
事務局	この会議では、子ども・子育て支援事業計画の策定を検討している。会の所掌事項として、青梅市が定める子ども・子育て支援事業計画に関することが含まれており、こども計画の策定もその一環である。こども基本法ではこの計画は任意だが、青梅市では国や都の確認を得て、他の自治体と同様に子ども・子育て会議で計画の検討を進めることにしている。
委員	今質問があったのは０歳から１８歳かと聞いているのを、そうではなく４０でも５０でもこども会議の対象なのかということ聞かれているのではないか。基本法には書いてないわけだから、この会議ではどの対象とするのかと聞かれている。私もそう思う。
会長	こども基本法そのものは年齢の決まりはない。
委員	こども基本法を語るときに国会とかの議論の中でも我々も皆こどもなのだと、混ぜ返すような質問があったのはその通りだと思う。この書き方では全員がこどもになるのでは。
事務局	この計画の対象年齢について、こども若者計画では３９歳までを含んでいるが、他市では２９歳までとしているところもある。最大値をとると３９歳まで含むことになるが、対象事業の範囲としては心身の成長過程にある者を考えている。成年まで含めるかどうかについて意見を伺いたい。
委員	さすがに３９歳と０歳を同じ計画で落とし込むのは厳しいものがあると思う。事務局で素案を作成する際に、例えば就学前の児童、小学校期、中・高というようにいくつか段階的に分けて、素案を作成されたらいいのではないかと思うが、いかがだろう。
会長	若者への支援の不足が大きな問題であり、こども若者支援計画が作られた。１８歳から３０歳までの支援が不足しているため、対策が必要とされている。青梅市の計画の対象年齢は事業ごとに決まっているが、はっきりと線引きするのは難しい。支援を必要とする１８歳以上の者がいる。
事務局	どのあたりがよい塩梅なのかというところだが、心身の発達の過程にある者ということなので、この法律は結婚している人も対象になっているかと思う。捉える過程としてきっちりと決めているわけではない。素案をつくったり、原案を作成していく中ではこういったところをイメージしながら、こちらの会議の方に提示し、確認を取りながら進めて行ければという形だ。
会長	ありがとう。
委員	この基本計画は青梅市在住者を対象に作るものである。少子化対策として

	こどもを増やす施策は含まれるが、国の指示に従うだけでなく、青梅市独自の明るい未来を目指すべきである。同じものを作るのではなく、青梅市として誇れるポイントを骨子に反映させることが重要である。保育園としてはこどもが少なく、こどもを増やす施策を計画に取り入れてほしい。
委員	もう1点スケジュールの関係で、5月20日に骨子の審議をするが、できれば1週間から2週間前には素案を見たい。そうしないとスケジュールに無理がある。委員の皆さんに熟読してもらい、会議で良い議論をするためには、早めに資料が必要である。意見を出すためにも、早めの資料提供をお願いしたい。
会長	これまでの議論では確かに子育て世代が転入してくる青梅市でありたいというのがあったと思うので、そういうところも議論の中に含められていければと思う。
委員	こども大綱を読んで、特定の年齢について疑問に感じた。また、包含という言葉が一般的に使われるのか疑問だ。計画の骨子案で第7次の長期計画と第5期の青梅市地域福祉計画があるが、福祉計画だけでよいのか。こども子育てには他の要素もあるのではないか。こども大綱を計画に入れなくてよいのか。スケジュールにパブリックコメントがあるが、私たちはそれを聞くだけなのか。
委員	こどもまんなかまちづくりは、子どもの権利条約に基づくものである。ユニセフの子どもの権利条約は世界規模、こども家庭庁は国、そして都道府県、青梅市があり、その中心に青梅市のこどもたちがいる。青梅市のこどもたちをまんなかを考え、具体的な文言を盛り込んだ骨子案をつくりたい。ユニセフの日本版、青梅版としてこどもに優しいまちづくりを目指してほしい。
委員	それから第7次の基本計画の中にこどもまんなかまちづくり、施策の方針案の2-1の①でこども基本条例（仮称）を制定し、すべてのこどもがだれひとり取り残されないという文言が①のところにある。子どもの権利条約というところでも、この骨子の中でもう一度話ができる場になってほしい。
会長	事務局から回答を。
事務局	条例の設定については、スケジュール表の下に示しているが、青梅市ではこどもまんなか青梅基金を設ける予定である。今年度、こども計画を策定し、長期計画にはこども基本条例を策定することを考えている。これらは青梅市の大きな柱となる予定で、省庁が条例案を策定する際には、子ども・子育て会議で我々の案を審議いただく場面があると考えているので、ご意見をいただきたい。
事務局	こどもがまんなかの関係だが、先ほどの委員の発言のように、こどもまんなかまちづくりという言葉を使っている。この計画は令和5年の4月に開

	始したもので、こども基本法等が成立する前につくられた。現在、若干合致していないが、青梅市としては長期計画の言葉を方針として掲げている。
事務局	それから、包含という言葉については何か良い言葉を考えたいと思う。パブリックコメントについては、計画書をそのまま出すという形で意見をもらう仕組みである。重視しているのはこどもの意見の聴取であり、反映ができれば良いと考えている。パブリックコメントを取った後、事務局や庁内検討部会で一部反映し、1月に議会に計画案を提示する予定である。
事務局	青梅の計画として作成したいと考えている。この計画は、こども施策の様々な事業を統合し、現行の子育て支援事業計画に反映するものである。市民からの率直な意見を盛り込み、策定するものである。少子化については、重点移住促進プラン等の観点も含める予定である。
事務局	最後になるが、今後は、委員の皆さんにご審議いただくために1週間前に必ず作成して提出する。
委員	別件になるが、計画策定スケジュールの事務局の欄に、素案作成作業、施策事業調整とあるが、この計画の作成に当たって、なにか予算を取って、新たな事業が行われるということになるのか。
事務局	ここに書いてある内容は子育て支援事業計画の第2章に記載されている事業をブラッシュアップする作業であると思う。新計画には希望を持てる方向性が必要であり、単に何をするかを並べるのではなく、どのように進めたいかといった方向性が求められると考える。それはガイドラインに載っているかは不明だが、庁内の検討作業を進めながら職員間で共有したい。
委員	承知した。
会長	スケジュールだが、パブリックコメントを取った後にはホームページ等で公開するのか。
事務局	パブリックコメントについては、いただいた質問に対して回答し、公表する形にする。こどもの意見募集に関しては、すべての意見に個別に回答するのは難しいが、意見を反映した結果を提示する形にする。多様な自由意見に対しては、1問1答は難しいので、こどもたちにわかりやすく提示する形を考えている。
委員	私は今子育てをしており、3人のこどもがいるが、今年になって保護者間で困ったことがある。先生の働き方改革により登校時間が遅くなり、こどもが家の鍵を管理したり、親が仕事の開始時間を遅らせたりする必要が出てきた。他市では朝7時から保育園が開いており、学校も見守りの方がいて受け入れているところがある。
委員	また、小学校には学級閉鎖があるが、保育園にはない。学級閉鎖中のこどもは病気ではないため、預け先がなく、親が仕事を休むか、こどもが一人で家にいることになる。学校と保育園は一続きなのに、厚生労働省と文部科学省

	で対応が異なるのはなぜか。市でこの違いを補填できないか。実際に困っていることであり、周りの保護者を代弁して述べておく。
会長委員	そのニュースは私も見た。早くから校庭に集まったこどもたちのために見守りの方が地域から出ているそうだ。事務局からなにかあるか。
事務局	私もニュースで見た。学校は働き方改革があり、対応が必要である。一方で保護者が困る点をどのように埋めるかが課題である。これを実行するには関係各課で連携しなければならない。今回の計画でも庁内連携が多く言及されていたが、どうカバーするかを議論すべきである。頂いた意見を職員と情報共有し、よい案を考えたい。
委員	学校というよりは教育委員会がきちんと考え、理解していなくてはならないと思っている。子育てと教育間の市役所内のギャップがあり、連携が取れないとうまくいかないと思う。委員が言うのは切実な問題である。実際には保育園も閉鎖したいが、親が働いているから、元気な子は預かれるのではないか。なぜ学校は学級閉鎖、学年閉鎖になるのか。
事務局	今のような意見は教育委員会と連携していかななくてはならない。言葉でいうだけではなく、実際に話し合いたい。
会長	他にないか。それでは次回の会議は令和6年5月20日月曜日、場所は2階のこの部屋、災害対策本部室として、これにて令和6年度第1回の青梅市子ども・子育て会議を閉会する。